参考様式第５－１号

志　農　第　1020　号
令 和 8 年 11 月 24 日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

志布志市長　　下平　晴行

市町村名 （市町村コード）	志布志市 （462217）
地域名 （地域内農業集落名）	有明区 （土橋・坪山・早馬・吉村・東吉村・中央吉村・中吉村・西吉村・野吉・小松・牧ノ内・猿ヶ宇都・仮屋・野井倉・下野井倉・飯山・中次・豊原・共和・穂成・志陽）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年11月24日 （第5回）

注１：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注２：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

１　地域における農業の将来の在り方

（１）　地域農業の現状及び課題

①農地所有者及び耕作者の高齢化が進み、営農リタイヤ者が増えているが、地区内に担い手である農業生産法人があり、引き受け手は確保されている地域もあるが、新たな担い手の確保が必要な地域もある。
②１筆の面積が小さく、分散している等の立地条件がよくない農地については、生産性の向上のため、集約化が必要となる。
③耕作放棄地が増えており、そのため有害鳥獣被害が増えている。
主な作物：水稲、人参、そば、茶、甘藷、馬鈴薯

（２）　地域における農業の将来の在り方

作物の生産や栽培方法：特に今と変わりなく、行っていく。
今後の将来の在り方：規模拡大の意向がある農家や農業生産法人が中心となり、農地の活用を行ってもらい、集積・集約する。

２　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（１）　地域の概要

区域内の農用地等面積	342.1　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	342.1　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（２）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。保全・管理が行われる区域については、具体的な取組が計画された場合に設定していく。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
・中心経営体が農地利用を担っていくほか、入作を希望する認定新規就農者や認定農業者の受入れを促進していく。
（2）農地中間管理機構の活用方針
・地域全体が経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手に関わらず、原則として、農地を農地中間管理機構へ貸付をしていく。
（3）基盤整備事業への取組方針
・現状実施予定はなし。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
・特になし。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・特になし。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④輸出	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携等	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣の隠れ場となる耕作放棄地等を農地所有者、耕作者、地域住民と協力体制を確立し管理を行う。また、補助事業を活用し広域的な電気柵の設置などの対策を行う。
⑦用排水路や畦畔などの定期的な点検を取り組み、地域環境の美化を図り、災害時のリスクを減らす。